

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備等に関する政令（案）について

令和8年7月

I. 改正の趣旨

第221回国会（特別国会）において成立した外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和8年法律第30号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び関係法の規定に基づき、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）、対内直接投資等に関する政令（昭和55年政令第261号。以下「直投令」という。）及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成29年政令第282号）について必要な改正を行うもの。

II. 改正の概要

1. 外為令の一部改正

改正法による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）第17条第1号及び第2号において、銀行等の確認義務から除く支払等を追加したことに伴い、当該支払等の内容を定める。（法第17条関係、外為令第7条第1項、第2項関係）

2. 直投令の一部改正

(1) 対内直接投資等の定義に関する事項

- ① 法第26条第1項第3号に掲げる外国投資家について、外国の法人等に他の会社を通じて間接に保有される議決権の数に含まれる範囲の適正化を行う。（法第26条第1項、直投令第2条第1項関係）
- ② 法第26条第2項第9号及び第10号において、本邦企業の株式等を一定以上所有している海外法人等の議決権の取得等を対内直接投資等として規制対象に加えたことに伴い、これらの号に掲げる行為に係る事項を規定するとともに、同項第11号に基づき同項第9号及び第10号に掲げる行為に準ずる行為等を定める。（法第26条第2項、直投令第2条第16項～第25項関係）
- ③ 法第26条第4項に規定する「密接関係者」について、その範囲の適正化を行う。（法第26条第4項、直投令第2条第28項関係）

(2) 対内直接投資等及び特定取得の届出に関する事項

- ① (1) ②の対内直接投資等の定義の見直し等に伴い、相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して事前届出等を不要とする対内直接投資等の範囲を見直す。（法第27条第1項、直投令第3条第1項関係）
- ② (1) ②の対内直接投資等の定義の見直し等に伴い、事前届出の対象となる対内直接投資等の範囲を見直す。また、事前届出の対象となる対内直接投資等及び特定取得として、特定の技術又は情報を保

有する法人を追加する。(法第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、直投令第 3 条第 2 項、第 4 条第 2 項・第 4 条の 3 第 2 項関係)

- ③ 法第 27 条の 3 において、禁止期間中の国の安全等に係る措置に関する自発的な修正の届出に関する規定を設けたことに伴い、当該届出に係る手続を定める。(法第 27 条の 3、直投令第 3 条の 3 関係)
- ④ 法第 27 条の 4 において、禁止期間満了後の国の安全等に係る措置に関する変更の届出に関する規定を設けたことに伴い、当該届出に係る手続を定める。(法第 27 条の 4、直投令第 3 条の 4 関係)
- ⑤ 法第 28 条の 3 において、禁止期間中の国の安全に係る措置に関する自発的な修正の届出に関する規定を設けたことに伴い、当該届出に係る手続を定める。(法第 28 条の 3、直投令第 4 条の 4 関係)
- ⑥ 法第 28 条の 4 において、禁止期間満了後の国の安全に係る措置に関する変更の届出に関する規定を設けたことに伴い、当該届出に係る手続を定める。(法第 28 条の 4 関係、直投令第 4 条の 5 関係)

(3) 外国投資家のみなし規定に関する事項

法第 27 条第 14 項等において、外国投資家以外の者を外国投資家とみなすものとして、契約等に基づき行われるものや、非居住者等と特別の関係にある者により行われるものを規定したところ、その詳細を定める。(法第 27 条第 14 項、第 27 条の 2 第 7 項、第 28 条第 9 項、第 28 条の 2 第 7 項、第 29 条の 2 第 13 項、第 55 条の 5 第 3 項、直投令第 3 条第 19 項～第 21 項、第 3 条の 2 第 6 項～第 8 項、第 4 条第 12 項～第 14 項、第 4 条の 3 第 5 項～第 7 項、第 4 条の 8 第 10 項～第 12 項、第 6 条の 3 第 4 項～第 6 項関係)

(4) 事前届出の対象でない対内直接投資等及び特定取得に対する報告徴収等に関する事項

法第 29 条の 2 において、事前届出の対象でない対内直接投資等及び特定取得であって、国際情勢の変化その他の事由により国の安全の観点から特に必要があると認めるものに係る報告徴収、勧告及び命令等に関する規定を設けたことに伴い、対象となる対内直接投資等及び特定取得や関係する手続を定める。(法第 29 条の 2、直投令第 4 条の 8 関係)

3. その他、所要の改正を行う。

III. 施行期日

この政令は、一部を除き、改正法の施行の日から施行する。

IV. 適用期日

この政令による改正後の直投令の規定については、施行日から起算して 30 日を経過した日以後に行う対内直接投資等又は特定取得について適用される。

外国為替に関する省令の一部を改正する省令（案）について

令和8年7月

I. 改正の趣旨

第221回国会（特別国会）において成立した外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和8年法律第30号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、外国為替に関する省令（昭和55年大蔵省令第44号）について、必要な改正を行うもの。

II. 改正の概要

1. 外国為替に関する省令の一部改正

改正法の施行並びに外国為替令（昭和55年政令第260号）、対内直接投資等に関する政令（昭和55年政令第261号）及び対内直接投資等に関する命令（昭和55年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第1号）の改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

2. その他、所要の改正を行う。

III. 施行期日

この省令は、一部を除き、改正法の施行の日から施行する。

**対内直接投資等に関する命令及び
外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する
法律施行規則の一部を改正する命令（案）について**

令和8年7月

I. 改正の趣旨

第221回国会（特別国会）において成立した外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和8年法律第30号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号。以下、「直投命令」という。）及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成16年内閣府総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）について、必要な改正を行うもの。

II. 改正の概要

1. 直投命令の一部改正

(1) 対内直接投資等の定義に関する事項

対内直接投資等に関する政令（昭和55年政令第261号。以下「直投令」という。）第2条第1項第2号に規定する被支配会社等について、その詳細を定める。（直投令第2条第1項、直投命令第2条第1項、第2項関係）

(2) 対内直接投資等の届出等

- ① 直投令第3条第1項第20号に規定する、相続、遺贈、法人合併その他の事情を勘案して事前届出等を不要とする対内直接投資等について、同項1号～19号に準ずる行為を追加する。（直投令第3条第1項、直投命令第3条第4項関係）
- ② 直投令第3条第2項に規定する、事前届出の対象となる対内直接投資等に係る技術又は情報及びこれらを保有する法人を定める。（直投令第3条第2項、直投命令第3条第7項・第8項関係）
- ③ 直投令第3条第3項の規定に基づく届出に関して必要な手続を整備する。（直投令第3条第3項、直投命令第3条第11項、第12項関係）

(3) 特定取得の届出等

- ① 直投令第4条第1項第5号に規定する、相続、遺贈、法人合併その他の事情を勘案して事前届出等を不要とする特定取得について、同項1号～4号に準ずる行為を追加する。（直投令第4条第1項、直投命令第4条第1項関係）
- ② 直投令第4条第2項に規定する、事前届出の対象となる特定取得に係る技術又は情報及びこれらを保有する法人を規定する。（直投令

第4条第2項、直投令第4条第3項、第4項関係)

- ③ 直投令第4条第3項の規定に基づく届出に関して必要な手続を整備する。(直投令第4条第3項、直投令第4条第6項関係)

(4) 報告の徴収等

- ① 直投令第4条の8第3項の規定に基づく報告等に関して必要な手続を整備する。(直投令第4条の8第3項、第5項、直投令第4条の6第1項～第4項)

(5) 届出及び報告書の様式

新令で対内直接投資等の対象に加えることとしている行為に関して、届出及び報告の対象とすること等に伴い、下記の別紙様式を新設するとともに、その他の別紙様式については所要の改正を行う。

【新設する様式】

- ・ 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の議決権の取得又は外国議決権行使等権限の取得に関する届出書 (別紙様式第14)
- ・ 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体のいわゆる黄金株の取得に関する届出書 (別紙様式第14)
- ・ 直接保有法人等の共同議決権行使の同意取得に関する届出書 (別紙様式第15)
- ・ 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の役員の選任に関する届出書 (別紙様式第16)
- ・ 特定組合類似団体である直接法人等の業務執行役員への就任に関する届出書 (別紙様式第17)
- ・ 国の安全等に係る措置・国の安全に係る措置の修正・変更に関する届出書 (別紙様式第19)
- ・ 勧告の応諾に関する通知書 (別紙様式第21)
- ・ 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の議決権の取得又は外国議決権行使等権限の取得に関する報告書 (別紙様式第33)
- ・ 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の黄金株の取得に関する報告書 (別紙様式第33)
- ・ 直接保有法人等の共同議決権行使の同意取得に関する報告書 (別紙様式第34)
- ・ 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の役員の選任に関する報告書 (別紙様式第35)
- ・ 特定組合類似団体である直接法人等の業務執行役員への就任に関する報告書 (別紙様式第36)
- ・ 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の議決権の取得又は外国議決権行使等権限の取得に関する実行報告書 (別紙様式第43)
- ・ 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体のいわゆる黄金株の取得に関する実行報告書 (別紙様式第43)
- ・ 直接保有法人等の共同議決権行使の同意取得に関する実行報告書

(別紙様式第 43)

- ・ 直接保有法人等の最終親会社の変更に関する報告書 (別紙様式第 45)
- (6) その他、所要の改正を行う。

2. 外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
施行規則の一部を改正する命令
改正法の施行に伴い、所要の規定の整備を行う。

III. 施行期日

改正法の施行の日から施行する。

IV. 適用期日

この命令による改正後の直投命令の規定については、施行日から起算して
30 日を経過した日以後に行う対内直接投資等又は特定取得について適用され
る。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係告示の整備に関する告示（案）について

令和8年7月

I. 改正の趣旨

第221回国会（特別国会）において成立した外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和8年法律第30号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び対内直接投資等に関する命令（昭和55年 総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第1号）の規定に基づき、事前届出を要する対内直接投資等に係る業種等について改正を行うもの。

II. 改正の概要

1. 「対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（案）」
 - ・受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業及び情報処理サービス業の一部について、指定する範囲の見直しを行う。
 - ・製造業の一部（重要供給確保医薬品、磁気センサー、船体等の製造業）を追加する。
 - ・愛がん動物に係る畜産類似業を削除する。
2. 「対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（案）」
 - ・受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業及び情報処理サービス業の一部について、指定する範囲の見直しを行う。
 - ・製造業の一部（磁気センサー、船体等の製造業）を追加する。
 - ・愛がん動物に係る畜産類似業を削除する。
3. 「対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（案）」
 - ・受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業及びインターネット利用サポート業の一部について、指定する範囲の見直しを行う。
 - ・製造業の一部（磁気センサー、船体等の製造業）を追加する。
 - ・電気業及びガス業の一部（小売電気事業者及びガス小売事業者の行う事業の一部）を追加する。
4. 「対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（案）」
 - ・受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業及びインターネット利用サポート業の一部について、指定する範囲の見直しを行う。

- ・ 製造業の一部（磁気センサー、船体等）を追加する。
 - ・ 電気業及びガス業の一部（小売電気事業者及びガス小売事業者の行う事業の一部）を新たに追加する。
5. その他所要の改正を行う。

III. 適用期日等

改正法の施行の日から適用する。

この告示による改正後の各告示の規定については、この告示の適用の日から起算して 30 日を経過した日以後に行う対内直接投資等又は特定取得について適用される。

対内直接投資等に関する命令第三条第二項、第三項、第七項及び第八項、第三条の二第四項及び第五項、第四条第三項及び第四項並びに第四条の三第三項及び第四項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報及び法人を定める件（案）について

令和8年7月

1. 改正の趣旨

第221回国会（特別国会）において成立した外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和8年法律第30号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び対内直接投資等に関する命令（昭和55年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第1号。以下、「直投命令」という。）の規定に基づき、事前届出の対象となる対内直接投資等及び特定取得に係る技術又は情報及びこれらを保有する法人を定めるもの。

2. 概要

- ・直投命令の規定に基づき、事前届出の対象となる対内直接投資等及び特定取得に係る技術又は情報について、以下①・②を定める。
 - ① 外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の1から15までの項の中欄に掲げる設計、製造及び使用に係る技術
 - ② 外国為替令別表の16の項の中欄に掲げる技術のうち、令和6年経済産業省告示第178号第2号に規定する重要管理対象技術
- ・直投命令の規定に基づき、法人について、上記に掲げる技術を保有する法人と定める。

3. 適用期日等

改正法の施行の日から適用する。

この告示の規定については、この告示の適用の日から起算して30日を経過した日以後に行う対内直接投資等又は特定取得について適用される。

財務省、経済産業省告示 **(財務大臣及び経済産業大臣が定める特定技術) (案) について**

令和8年7月

1. 改正の趣旨

第221回国会（特別国会）において成立した外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和8年法律第30号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び対内直接投資等に関する命令（昭和55年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第1号。以下、「直投命令」という。）の規定に基づき、外国投資家以外の者が非居住者等に対して提供することを目的として対内直接投資等又は特定取得を行った場合等において、外国投資家とみなされることとなる特定技術を定めるもの。

2. 概要

- ・直投命令の規定に基づき、以下の特定技術を定める。
 - ① 外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の1から15までの項の中欄に掲げる設計、製造及び使用に係る技術
 - ② 外国為替令別表の16の項の中欄に掲げる技術のうち、令和6年経済産業省告示第178号第2号に規定する重要管理対象技術

3. 適用期日等

改正法の施行の日から適用する。

この告示の規定については、この告示の適用の日から起算して30日を経過した日以後に行う対内直接投資等又は特定取得について適用される。